

瑞穂市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年9月25日

瑞穂市監査委員 浅村 孝



瑞穂市監査委員 広瀬 守克



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 R6.12.6	公益社 団法人 瑞穂市 シル バー人 材セン ター  地域福 祉高齢 課	(1) 補助金について		改善 進行 中	今後は、センターからの申請書等の精査、実地調査等を行ったうえで補助金の交付事務を適正に実施してまいります。	地域 福祉 高齢 課
		結果	「収入合計金額と支出合計金額が同じになるように当期経常増減額を記載した。」との内容は、全く回答になっていない。 シルバー人材センターの財政状況を確認すると、補助金を必要としながらも財政状況は良好であるため、今後の補助金の交付申請、実施報告は理由を明確にし、適正に行うべきである。			
		(2) 加入率等について		改善 進行 中	広報紙等の活用（広報みずほ、市老連の会報誌ぎんなん、ホームページ）、配偶者や知人からの紹介により会員になった場合、紹介者に粗品を渡すといった施策を展開するなど、現会員にも協力いただき、加入率1.3%を当面の目標にする。	地域 福祉 高齢 課
		意見	近隣のシルバー人材センターの加入率は、岐阜市1.4%、大垣地域1.3%、各務原市1.3%、羽島市1.3%、北方町1.5%と比較すると、当市のシルバー人材センターの加入率は、やや低調な数値である。 シルバー人材センターの魅力等を増大させ、加入率1.3%を当面の目標とするなど加入率の向上及び会員の確保に尽力していただきたい。			
(3) 配分金の単価について		改善 進行 中	県の最低賃金を参考に作業の品質の維持向上、会員のモチベーションも考慮し、配分金の適時見直しを行うよう指導した。	地域 福祉 高齢 課		
意見	実質的に請負作業であるにもかかわらず、1時間当たりの単価設定とすると、会員の就業意欲を失わせるおそれがある。 結果として、加入率にも影響すると考えられるため、会員への適切な配分金一覧表となるよう十分に見直していただきたい。					
(4) 令和4年配分金額及びその人数について		措置 済	配分金は請負作業をした者にも支給されるが、派遣者、会費未納者や収入を必要としない者には支払っていない状況となっている。 会員の意向、依頼業務の内容、受任状況等を適切に勘案し、適正な業務配分に努めるよう指導した。	地域 福祉 高齢 課		
意見	左記の表のとおり、支払われた配分金が0円の会員が62人で35.6%を占めており、1～100,000円の会員が29人で16.7%とこの2つを合わせると、100,000円以下の会員で52.3%と半数を超えている。 一方で100万円以上の会員は、16人と9.2%であり、年間で受け取った配分金に大きく偏りが見られる。 0円又は支払額の少ない会員がより増額となるように積極的に仕事を紹介していただきたい。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
財政援助団体等監査 R6.12.6	公益社団法人瑞穂市シルバー人材センター  地域福祉高齢課	(5) 重要な会計方針について	<p>平成28年度の税制改正により、法人の減価償却制度が変更となっている。</p> <p>建物は定額法でこれまでどおりであるが、建物附属設備と構築物の法定償却方法が、上記税制改正により、定率法から定額法に変更となっていた。</p> <p>また、シルバー人材センターの固定資産台帳兼減価償却計算書を確認したところ、令和4年3月31日に取得されたトイレ・廊下改修工事などが建物附属設備として、定額法で償却されていた。重要な会計方針であるので、速やかに是正すべきである。</p>	措置済	指摘いただいた部分に関して是正しました。	地域福祉高齢課
		(6) 職員の給与等について	<p>令和2年4月から昇給がないからとのことであるが、相当の長期間昇給がなかったわけでもなく、その職員の年齢(60代)から判断すると、前月基本給の20%増額されたというのは、上り幅が大きいといえる。</p> <p>賞与も現段階では支給されておらず、その職員の年間収入やこれまで退職金が支払われていないことからすると、決して多額の給与ではないと判断するが、今後の職員のためにも、近隣のシルバー人材センターの職員給与も検証し、適正な給与、賞与、退職金の支給がなされるように、十分検討していただきたい。</p> <p>また、3役での相談及び臨時理事会の議事録を確認したところ、基本給が20%増額となった理由について全く記載されていなかったもので、重要なことは明確に記録に残すべきである。</p>	改善進行中	<p>現在の給与表は、市役所の給与表を参考に作成している。適正な給与、賞与等については、今後他市町の動向に目を向けつつ、慎重に検討していく。</p> <p>今後は、センターの定款に従い、理事会において協議がなされた事項については、要点をおさえ、詳細に記録するよう改善を行うよう指導した。</p>	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監査 R6.12.6	公益社 団法人 瑞穂市 シル バー人 材セン ター  地域福 祉高齢 課	結果	(7)補助金について  収支相償は、公益法人が毎 事業年度において満たさなけれ ばならない認定法で定められた 財務に関する公益認定の基準 のひとつであるため、市の補助 金とは関係のない話である。 地域福祉高齢課は、申請書及 び報告書を受け取るだけでな く、瑞穂市補助金等の交付に関 する指針に沿って、真に必要な 補助金を交付すべきであり、補 助金予算の減額も実施すべきで ある。 また、瑞穂市補助金交付規則 (以下、「規則」という。)第10条 に規定されている審査を適切に 行い、必要に応じ規則第15条に 規定する調査等も実施すべきで ある。	措置 済	今回センター事務所にて聞き取り調査を行い、センターの運営状況について、詳細に調査を実施し、担当職員から説明を受けた。 今後も適時、実地調査、書類の精査を実施することで、補助金の適正化を図る。	地域福祉 高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R6.2.6	子ども 支援課		(1) 支出負担行為の起票遅れ等について	措置 済	仕様書番号簿にて契約書及び負担行為欄を作成し、漏れがないように取り組みしました。	子ども 支援課
		結果	<p>瑞穂市契約規則(以下「契約規則」という。)第26条では、「契約担当者は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。」と規定されている。</p> <p>このため、契約の相手方が決まったら、速やかに契約書を作成すべきである。</p> <p>また、瑞穂市会計規則第5条において支出負担行為として整理する時期が定められており、委託料で契約書を作成している場合は、「契約を締結するとき」となっている。予算の執行管理の観点からも忘れないように起票すべきである。</p>			
			(2) 委託契約に係る実績報告書の確認について	措置 済	月末報告に出席確認書類の添付を行い、検査を徹底します。	子ども 支援課
		結果	<p>結果として、提出のあった実績報告書の登録者数の人数にも錯誤があったため、金額の修正はなかった。</p> <p>契約書中の仕様書に委託料の支払については、市が業務の履行を確認した後に支払うものと記載されている。</p> <p>今回、実績報告書の確認不足であったため、今後はこのようなことがないように、適切に確認すべきである。</p>			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R6.2.6	子ども 支援課		(3) 委託契約の仕様内容の見直しについて	措置 済	仕様書に登録者数の基準日を詳細に記載しました。また、授業アンケートを報告書に添付するように令和6年度から変更しました。	子ども 支援課
		結果	仕様書では、いずれの年度も「その月の初日」を支払の基準日としていたが、月の初日とする と月によって初日が変動し、バラツキが生じるなど、市と受注者で疑義や紛争が生じるおそれがある。このため、毎月同一日が基準日となるように仕様書の記載を変更すべきである。 また、登録者数についても、2か月連続で1回も出席していない児童の事例も確認されたことから、例えば2か月連続で1回も出席がなく相手から退会の連絡もない場合、次月以降の登録者数には算入しないこと及び指定した日までに次月の登録者数を確定するなどの取扱いを明確化しておいていただきたい。			
			(4) 派遣先管理台帳について			
結果	タイムカード等で確認できていたから作成しなかったとのことであったが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第42条第1項から第3項までに、「派遣先は、派遣就業に関し、①派遣先管理台帳を作成し法定事項を記載すること、②派遣先台帳を3年間保存すること、③省令で定めるところにより、派遣元事業主に通知する。」ことが義務化されている。 このため、まだ作成等されていないものは、早急に処理し、今後は適正に実施すべきである。					
			(5) 旅行命令(依頼)簿の記載について	措置 済	記載について課内職員に連絡し、徹底しました。	子ども 支援課
		結果	瑞穂市職員等の旅費に関する条例第4条第4項に「旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」と規定されている。 おおむねは記載されていたが、一部において未記載であったため、出張の際は、旅行命令簿等の記載を徹底すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当	
定期監査 R6.2.6	子ども 支援課	(6) 地域振興券の管理等について		措置済	毎月、ダブルチェックを行うこととし、再度チェック体制を整えました。	子ども支援課	
		結果	監査時点で出納簿と現物の数が一致していることが確認できたが、それまでは、出納簿と現物の数が不一致であった。 今後は、このようなことがないように定期的にチェックを行うべきである。				
		(7) 契約書の作成について		措置済	仕様書番号簿にて契約書及び負担行為欄を作成し、漏れがないようにしました。	子ども支援課	
		結果	母子健康手帳及びマタニティアイテムの購入契約に係る文書を確認したところ、物品購入伺書等は令和4年11月に作成されており、随意契約見積一覧表において、令和4年12月2日に契約者は決定していた。 契約規則第26条では、「契約担当者は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。」と規定されている。 契約者が決定したのであれば、速やかに契約書を作成すべきである。				
		(8) 鍵管理簿について	意見	市有施設及び備品等に係る鍵の管理について(マニュアル)のとおり、返却日、備考欄も記載することとなっているため、漏れなく記載をしていただきたい。	措置済	鍵管理簿に記載しました。	子ども支援課
		(9) 備品について①	結果	税込単価が0円となっている理由について子ども支援課に確認したところ、入力漏れとのことであったため、備品管理マニュアル等に基づき、適切に価格を入力すべきである。	措置済	システムに入力しました。	子ども支援課
		(9) 備品について②	意見	備品管理マニュアル等によると、税込単価が不明の場合は、「1円」として入力することとされているため、速やかに入力していただきたい。	措置済	システムに入力しました。	子ども支援課
		(9) 備品について③	結果	廃棄漏れとなっている備品については、備品管理マニュアルに基づき、速やかに廃棄手続を行うべきである。	措置済	システムに廃棄について入力しました。	子ども支援課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R6.1.17	穂積北 中学校	(1) 分割購入について①				
		結果	ボールの散乱を防ぐために毎回使用するものであり、安全に使用するためにも物品の欠陥の有無はその都度確認すべきである。 今回、一度での購入が可能だと思われる物品を、1月17日と1月23日の2回に分割し、一度の購入金額が5万円以内となるようにして購入したことは、請書の作成を省略するために行われたと言わざるを得ない。 今後は、契約事務処理要領に基づき適正に処理すべきである。	措置済	各小・中学校の事務職員に請書の作成を省略する目的で分割購入することは、契約事務に係る関係例規に違反することを伝え、以後このような事が無いように指導をした。 また、学校教育課において、本指摘について共有し、各小・中学校が起票する伝票について注意深くチェックする事とした。	学校教育課
		(1) 分割購入について②				
		結果	2年生でも必要となり購入は良いとして、3年生の生徒数に対して数が足りないというのは、最初の発注時に生徒数は分かっていたはずであるため、最初の購入時にまとめて購入すべきである。 卓球スクリーン購入と同様、一度での購入が可能だと思われる物品を、7月29日と8月1日の2回に分割し、一度の購入金額が5万円以内となるようにして購入したことは、請書の作成を省略するために行われたと言わざるを得ない。 今後は、契約事務処理要領に基づき適正に処理すべきである。	措置済	各小・中学校の事務職員に請書の作成を省略する目的で分割購入することは、契約事務に係る関係例規に違反することを伝え、以後このような事が無いように指導をした。 また、学校教育課において、本指摘について共有し、各小・中学校が起票する伝票について注意深くチェックする事とした。	学校教育課
		(2) 文書保存について				
結果	瑞穂市文書管理規程第35条及び第36条において文書の整理及び保存期間について規定されている。 今後は規程に基づき適正に処理すべきである。	措置済	校長会の場において、業務上作成した文書は全て公文書である旨を説明し、文書管理規定に基づき、適切な文書管理を行うように徹底した。	学校教育課		
(3) 食糧費の予算計上について						
結果	当市の予算編成方針における食糧費の計上は「原則無し。ただし、4時間以上にわたる会議の場合は1人当たり100円以内」となっている。 今後は市の予算編成方針に沿った予算計上や取扱いをすべきである。	措置済	令和6年度予算策定時に、食糧費の計上について予算編成方針どおりに「原則無し」とした。	学校教育課		

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R6.1.17	穂積北 中学校	(4) 備品管理について		措置済	備品の管理について、夏休み等の児童生徒がいない時期を活用して、備品の定期的な確認を行い、適正な管理及び速やかな手続を行うように徹底した。	学校教育課
		意見	今後は備品の確認を定期的に行い、実態に即して管理及び手続を適切に行っていただきたい。			
		(5) ピアノの調律について	結果	不(未)措置	ピアノは弦楽器の要素があり、人間の主治医のように、可能な限り同じ調律師(業者)に関わっていただく方が管理上望ましい。また、一括契約したとしても事務処理の手間を補って余りあるほどの効果は期待できないため、現状のままとした。	学校教育課
		(6) 切手等の購入について	意見	措置済	切手の在庫及び年間使用数を確認しながら新年度予算を策定する事とし、年2回の学校訪問時において、切手の在庫状況を確認することによって、過剰な調達とならないように注意を行う。	学校教育課
			切手受払簿から突発的に大量の郵便を送付することは考えにくく、年間の使用金額に比べて過大に保有することの無いように前年度からの繰越しを考慮することや、予定されている郵便料金の改定も視野に入れ、計画的に切手類を購入していただきたい。 切手類は換金が容易なことから現金同様に注意をもって取り扱う必要があり、繰越しの多さや過剰な調達とならぬようにしていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R5.10.16	学校教育課	(1) 支出負担行為の起票遅れについて	<p>瑞穂市会計規則(以下「会計規則」という。)別表には、支出負担行為として整理する時期が定められており、「使用料及び賃借料」にあつては「契約を締結するとき(請求のあったとき)」とされている。</p> <p>この契約については、契約書が交わされており、契約後速やかに起票しなければならなかった。</p> <p>学校教育課は、「契約を締結したら起票する。」との回答であったことから、失念対策を徹底していただきたい。</p>	措置済	<p>学校教育課内で当該事例について情報共有をしたうえで、契約締結後は速やかに起票することを確認した。</p> <p>また、学校教育課学事・庶務係全員に(公財)岐阜県市町村振興協会市町村研修センター主催「事務ミス防止研修」を受講させ、事務処理におけるミス防止を徹底させた。</p>	学校教育課
		(2) 過年度未収入分繰越し(過年度外国語指導助手報酬返戻金未済分)に係る調定等について	<p>過年度未収入繰越しに係る調定は、令和5年度分についても、まだ起票されていないため、速やかに起票すべきである。</p> <p>また、3年連続で起票が遅延しているため、失念対策を徹底すべきである。</p> <p>債権台帳の記載事項については、債権管理を適正に行うために、施行規則に規定された事項を記載すべきである。</p>			
		結果				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R5.10.16	学校教育課	(3) 翌年度支払について				
		結果	再三にわたり請求をしたが、相手から請求がなかったから、出納閉鎖を迎えたというのは、地方自治法第208条の会計年度独立の原則に反しており、信じられない回答であった。 支払先は、市内及び岐阜市の業者であったため、相手から請求がないのであれば、こちらから出向いて請求書を貰うべきである。 担当者は勿論のこと、組織での対応にも問題があると言わざるを得ない。 その後、監査から追加で確認した改善策に対する回答もポイントがズレており、本気で改善を行う意思があるのか疑問である。今後このようなことが起きないように、組織として適切かつ真摯に改善策を講ずべきである。	措置済	当該指摘事項について、学校教育課内で会計年度独立の原則について、今一度確認をし、今後このような事があつた場合は、相手先に出向いても請求書を貰い、出納閉鎖までに支払を終えるように徹底した。 また、学校教育課学事・庶務係全員に（公財）岐阜県市町村振興協会市町村研修センター主催「事務ミス防止研修」を受講させ、事務処理におけるミス防止を徹底させた。	学校教育課
		(4) 幼稚園保育料等に係る債権台帳について				
		結果	幼稚園保育料等の債権台帳の記載事項については、適正な債権管理を行うために、施行規則に規定された事項を記載すべきである。	措置済	当該指摘事項について、債権台帳について、施行規則に規定された事項を確認し、記載をした。	学校教育課
		(5) 旅行命令(依頼)簿の記載について				
		結果	瑞穂市職員等の旅費に関する条例第4条第4項ただし書きでは、「ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。」と規定され、また同条第5項では、「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」と規定されている。 したがって、口頭によって旅行命令を発した場合でも、速やかに旅行命令簿に記載すべきである。	措置済	学校教育課内で「出張等の場合は、旅行命令を受けて行われる。」事を再確認し、旅行命令簿を記載することを徹底した。 また、口頭で旅行命令が発せられた場合においても、できる限り速やかに旅行命令簿に記載する必要があることを徹底した。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R5.10.16	学校教育課	(6) 備品管理について①		措置済	備品と台帳を確認し、廃棄漏れとなっている備品については、廃棄手続を行った。	学校教育課
		結果	廃棄漏れとなっている備品については、速やかに廃棄手続を行うとともに、その他廃棄漏れとなっていないか全体の備品を確認すべきである。			
		(6) 備品管理について②		措置済	備品には、必ず備品シールを貼付することを職員間で再確認をし、今後購入する備品には必ず備品シールを貼付することを徹底した。	学校教育課
		意見	備品シールの貼付は、会計規則にも定めがあり、備品を特定するのに有効であるため、貼付が困難な場合を除き、貼付していただきたい。			
(6) 備品管理について③		措置済	備品と台帳を確認し、所管替えが必要な備品については、所管替えの手続を行った。	学校教育課		
意見	所管が適切でないと、備品台帳との照合が困難になるおそれがあるので、速やかに所管替えを行っていただきたい。					
		(6) 備品管理について④		措置済	備品台帳を確認し、不明瞭な備品名は分かりやすい名称に変更した。	学校教育課
		意見	備品名が不明瞭であると、備品台帳との照合が困難になるおそれがあるので、全体の備品を見直し、分かりやすい名称に変更していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R5.2.7	生涯学習課	(6) 現地調査又は調査等の実施について			地方自治法及び瑞穂市補助金交付規則に規定された調査等について、必要に応じて適時に実施します。	生涯学習課
		結果	<p>体育協会は1,300万円超、文化協会には、約680万円の補助金を当初申請で交付している。また、他の団体についても、多額の補助金を交付している。今回の監査は財政援助等監査ではないため、各団体の詳細をチェックしていないが、疑念の生じるところが複数見受けられた。補助金規則にも現地調査、調査等の規定があるため、生涯学習課においては、計画的かつ定期的に、また適時に調査を実施すべきである。</p>	改善進行中		
		(9) 体育振興基金の活用について			基金に積み立てられた経緯も踏まえ、体育協会とも相談し、十分な検討のうえ、地方財政法第4条の4(積立金の処分)に基づき活用します。	生涯学習課
		意見	<p>基金に積み立てられた経緯も踏まえ十分に検討し、活用していただきたい。</p>	改善進行中		

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R4.10.18	議会事務局	結果	<p>(9)備品管理について</p> <p>事務局における備品は、おおむね適正に管理されていた。しかしながら、購入後28年経過しているテレビやビデオデッキなど明らかに使用していないものがあったため、今後の使用を勘案し、適正に廃棄処理すべきである。</p> <p>また、備品シールの貼付がないものが確認されたため、適正に処理していただきたい。</p>	措置済	備品シールの貼付がない備品について、特定ができたものに備品シールの貼付を行った。	議会事務局

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(4) 意見	<p>(4) 自治会活動振興交付金について</p> <p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。</p> <p>自治会活動において、親睦会(飲食)はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針(補助金)に準じて親睦会(飲食)を交付金の対象外経費として検討していただきたい。</p>	改善進行中	<p>自治会員の親睦は、希薄化が進むコミュニティの醸成の場として有意義であると考えているところである。</p> <p>意見にもあるとおり、自治会活動において、親睦会(飲食含む)はあらゆる場で不可欠であると考えられ、過去から自治会活動の一環として位置づけられ行われてきました。</p> <p>コロナが5類に移行され、親睦会(飲食含む)等、リラックスした雰囲気の中で活発な意見交換会を行う動きもようやくみられるようになってきており、全てを中止するのではなく、会の内容を精査し、引き続き、自治会毎に個別に対応し、是正に努める。</p>	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当	
財政援助 団体等監 査 (瑞穂市商 工会) R3.10.6 ～ R4.1.21	瑞穂市 商工会  商工農 政観光 課	瑞穂市商工会について					商 工 農 政 観 光 課
		結果	(1)振興資金引当預金について 商工会によると、振興資金引当預金は、商工会館の建設や取得等を目的とした預金であるが、現在は商工会館を建設する計画はないとのことであった。 商工会館を建設する計画がないのであれば、振興資金引当預金は、余剰資産となり市から補助金を受ける理由がないため、早急に計画を定め、振興資金引当預金の活用を検討すべきである。	改善 進行 中	商工会からは市の新庁舎への入居の可能性や、会館を新設した場合の市の財政援助の有無を考慮し判断したいとの意見があったことから、市の新庁舎建設の検討状況に応じ随時協議することとしたが、新庁舎建設の検討が始まったところであり、具体的な協議ができていない状況です。		

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R6.8時点)	回答担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ 幼稚園 学校教育課 教育総務課	(2) 幼稚園交通安全協力費について  結果	徴収根拠のない幼稚園交通安全協力費をバス利用の園児の保護者のみ雑入として徴収し、施設管理費に財源充当することは、違法・不当とまでは言えないものの、幼稚園運営上、著しく公平性に欠けており、本来の目的を逸脱していると言わざるを得ない。 今後は、幼稚園運営を適切に行うためにも、幼稚園交通安全協力費の使途や徴収根拠を明確にすべきである。	改善 進行 中	幼稚園交通安全協力費の在り方については、幼稚園の運営とバスの運行方法を含め、総合的に検討している。 市所有の幼稚園バスの老朽化に伴い、将来的な買い替え時期において、バスの運行業務の在り方も含めて見直しを図りたい。	学校 教育課